

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

平泉寺地区（平泉寺、岡横江、大渡地区を除く）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	13 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・法人化された集落営農や認定農業者等に農地集積を進めるとともに、新規就農に取り組めるよう環境を整えていく。
- ・鳥獣害への対策に取組み、農地を保全していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

野向地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3 経営体
個人	15 経営体
集落営農（任意組織）	2 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

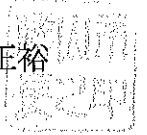
6. 地域農業の将来のあり方

- ・法人化された集落営農や認定農業者等に農地集積を進めるとともに、新規就農に取り組めるよう環境を整えていく。
- ・鳥獣害への対策に取組み、農地を保全していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北郷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	14 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

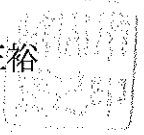
6. 地域農業の将来のあり方

- ・法人化された集落営農や認定農業者等に農地集積を進めるとともに、新規就農に取り組めるよう環境を整えていく。
- ・鳥獣害への対策に取組み、農地を保全していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

鹿谷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	14 経営体
集落営農（任意組織）	6 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・法人化された集落営農や認定農業者等に農地集積を進めるとともに、新規就農に取り組めるよう環境を整えていく。
- ・鳥獣害への対策に取組み、農地を保全していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

寺尾・暮見地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

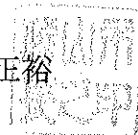
6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落外耕作者のリタイヤ時には農地の集約を積極的に行い、集積度を高め作付計画と作業の効率化を図るとともに、集落内の離農者の耕作放棄地の発生を防ぐとともに、経営基盤たる農地の確保を行う。
- ・水稻のコシヒカリ偏重を是正し、多品種栽培による農繁期の平均化で使用農機台数の低減と、主食用・加工用等各米市場への柔軟な供給対応力と価格対応力を強化する。
- ・6次産業化に取り組み集落の活性化と収益向上に努める。
- ・育苗ハウス後にミディトマト・メロン夏野菜等の栽培を行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北野津又地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・面的集積を進め、ブロックローテーションによる作業効率の向上に努める。
- ・集落にある余剰労働力を活かし、里芋の作付を増やし、収益性の向上を図る。
- ・耕作放棄地化、生産意欲の減退を防ぐため、ネット柵等鳥獣害対策を徹底する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大袋・新道地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

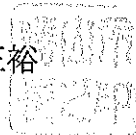
6. 地域農業の将来のあり方

- ・農地中間管理機構を通して圃場の集積・集約化を行うことで作業効率を上げていく。
- ・獣害対策を地域で行うことで農作物の生産量を確保する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北宮地地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	7 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

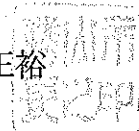
6. 地域農業の将来のあり方

・地区内の担い手を中心に集約化をするように取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北新在家地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・耕作放棄地を解消する

6. 地域農業の将来のあり方

- ・農作業受託組織を基準にして法人化を目指し、低コスト化を進める。
- ・地域で遊休農地が発生しないように、また鳥獣に農地があらされないように地域で取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

薬師神谷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

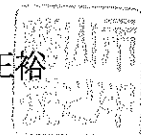
6. 地域農業の将来のあり方

- ・農業者の減少に合わせた体制づくりを進めるとともに、獣害対策を進める。
- ・里芋等の複合化を進める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 28 日

勝山市長 山岸 正裕



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

杉俣地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落外耕作者のリタイア時には農地の集約を積極的に行い、集積度を高め作付計画と作業の効率化を図るとともに、集落内の離農者の耕作放棄地の発生を防ぐとともに、経営基盤たる農地の確保を行う。
- ・水稻のコシヒカリ偏重を是正し、多品種栽培による農繁期の平均化で使用農機台数の低減と、主食用・加工用等各米市場への柔軟な供給対応力と価格対応力を強化する。
- ・作業受託の増加等の収益料向上対策を行い、農業経営の安定を図る。
- ・他の地域との差別化を図る等、さらなる園芸作物の栽培に取り組み、農業経営の安定化を図る。